

~若年がん患者さんが住み慣れた自宅で安心して過ごせるように~

在宅療養に必要な費用を助成します

西条市では、若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅などで自分らしく安心して日常 生活を送れるよう、在宅療養に必要な費用の一部を助成します。

助成を受けることができる方

助成の対象となるのは、次の項目すべてに該当する方です。

- (1)西条市内に住所を有する方で次のいずれかに該当する方
 - (ア)20歳以上40歳未満の方
 - (イ)18歳以上20歳未満の方のうち、小児慢性特定疾病医療費助成事業の認定を 受けられない方
- (2)がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者(医師に回復の見込みがない 状態に至ったと判断された方)
- (3)在宅療養上の生活支援や介護が必要な方

対象となるサービス

(1)訪問介護(2)訪問入浴介護(3)福祉用具貸与(4)特定福祉用具販売

福祉用具貸与	·車椅子 ·車椅子付属品(電動補助装置等) ·特殊寝台	
対象品目	・特殊寝台付属品(サイドレール等)	
	・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり(工事を伴わないもの)	
	・スロープ(工事を伴わないもの)・歩行器 ・歩行補助つえ	
	・移動用リフト(つり具を除く)・自動排泄処理装置	
特定福祉用具	・腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品	
販売対象品目	・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分	

助成の金額

利用料の9割(上限:1カ月当たり54,000円)

※生活保護受給者の方は10割(上限:1カ月当たり60,000円)

利用の流れ

「西条市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書」に必要事項を記入し、下記の書類を添えて、提出してください。(郵送可)

申請書類提出

利用承認通知

サービスの利用

利用料の支払い

申請に必要な書類			
記入する書類	西条市若年がん患者在宅療養支援 事業利用申請書	用紙は、市のホームページから ダウンロード可能です。	
添付する書類	医師の意見書	主治医が記載したもの	

Q&A

質問	回答
申請は本人でないとだめですか	申請はがん患者さん及びそのご家族が可能
	です。
利用できる期間はどのくらいですか	サービス利用開始時から1年間または利用者
	<u>の 40 歳の誕生日の前日まで。</u>
	※再申請の際には、状態把握のため再度、
	主治医の意見書を提出していただきます。
利用できる業者は決まっていますか	本事業に登録しているサービス提供事業者
	に依頼していただく必要があります。
	事業者一覧をご覧ください。
サービス利用の依頼はどのようにすれ	サービス提供事業者との契約は、申請者に
ば良いですか	行っていただきます。
10.000	ただし、事業者相談が難しい場合、保健師が
	相談に応じますのでご連絡ください。
申請から承認までにかかる期間はどの	提出され次第、要件を審査し満たしていれば
くらいですか	利用承認決定となります。申請後、数日中に
120 1970	は承認が可能と考えています。
利用料はどこに支払えば良いですか	申請者より、サービス提供事業者へ直接支払
	っていただきます。

申請窓口及び問合せ先

●西条市中央保健センター **☎**0897-52-1215

(〒793-0041 西条市神拝甲324番地2)

●西条市西部保健センター **☎**0898-64-5333

(〒799-1371 西条市周布 606 番地1)

【持参の場合】

受付時間:平日(月曜日から金曜日。祝祭日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分~17 時 15 分

【郵送の場合】

簡易書留等記録が残る方法での送付をお勧めします。郵便物の付着事故などは責任を 負いかねます。

